

インターネットショッピング 授業教材パック



この授業パックは、消費生活において
困ったときどのように対処するかについて
授業する際に使用してください。



目次 (インターネットショッピング)

| | |
|------------------------------------|-------|
| 授業教材パックの使い方..... | 1 |
| 内 容..... | 2 |
| インターネットショッピングについて知ろう..... | 2 |
| 利用規約について..... | 2 |
| 指導書..... | 3 |
| C D..... | 3 |
| 授業展開例..... | 3 |
| 目 的..... | 4 |
| 概 要..... | 4 |
| 教科・領域..... | 4 |
| 時間数..... | 4 |
| 授業展開編..... | 8 |
| 授業展開例 (インターネットショッピングについて知ろう) | 9 |
| スライド解説 (インターネットショッピングについて知ろう) ... | 10-17 |
| 授業展開例 (利用規約について) | 19 |
| スライド解説 (利用規約について) | 20-26 |
| 解説編..... | 28 |
| 解説..... | 29-36 |



授業教材パックの使い方

(インターネットショッピング)



この授業教材パックは、消費生活において困ったときどのように対処するかについて授業する際に使用してください。

聴覚障がいのある子どもに対して教育を行う特別支援学校において、子どもの障がいの状態や特性等を十分に配慮し、自立と社会参加に向けた教育の充実が求められています。

聴覚障がいのある生徒は、コミュニケーション能力の不足から毎日の消費生活において、トラブルに巻き込まれることもあります。インターネットとりわけスマートフォンの普及により、いつでもどこでも商品やサービスを購入できるようになり、便利になった反面、危険もあります。

生徒が契約をめぐるトラブルに遭遇したときに、経済的・精神的な損害を被らないように、基本的知識を身に付けておくことは必要です。

内 容

以下の2つの内容がパワーポイントの映像（スライド）を用いて学ぶことができるように、指導書とCDがセットされています。

1、インターネットショッピングについて知ろう

毎日の消費生活でトラブルに巻き込まれる可能性のあるインターネットショッピングについて、以下の3つトラブル事例の内容で構成されています。

- ①偽物が届いた場合
- ②思ったものと違う商品が届いた場合
- ③請求額が思ったより高かった場合

2、利用規約について

インターネットショッピングを利用する際は、使用するサイトの利用規約に同意する必要があります。利用規約に同意するという行為の意味について、以下の2つの返品・交換のトラブル事例の内容で構成されています。

- ①商品を勘違いして購入した場合
- ②購入した商品が偽物だった場合



➤ 指導書

この指導書には、「授業展開編」と「解説編」が収録されています。

「授業展開編」は、各々授業展開例とトラブル事例についてスライドを用いて授業する際の教師用トークや注意点などが記載されています。

「解説編」は、インターネットショッピングの流れの解説やトラブルに遭遇した際の注意点、利用規約に記載されている一般的な返品条件等が記載されています。また、インターネットショッピングのトラブル事例も記載されていますので、授業をする際の参考にしてください。

➤ CD

CDには「インターネットショッピングについて知ろう」と「利用規約について」のスライドが記録されています。

ワークシートを利用する場合は、スライドを印刷して生徒に配布してください。また、発問する際や振り返り学習をする際にも、必要な場面のスライドを印刷して使用することができます。

➤ 授業展開例

授業展開例では、各教材1時間（45分）で3つのトラブル事例を全て扱うようになっています。生徒の様子によって、各教材を組み合わせて1時間（45分）で1～2つのトラブルを扱い、2～3時間で各教材を扱うように工夫してください。

目的

- ① 学習の基盤となる言語概念を形成し、思考力を育成する。
- ② 自立し生活を豊かにするために、情報を正しく活用する力を身に付ける。
- ③ インターネットショッピングにおける便利な点と危険な点を考え、様々な観点から商品を選択することの重要性を知る。
- ④ 困ったとき相談できる窓口としての公共施設と制度について知る。

概要

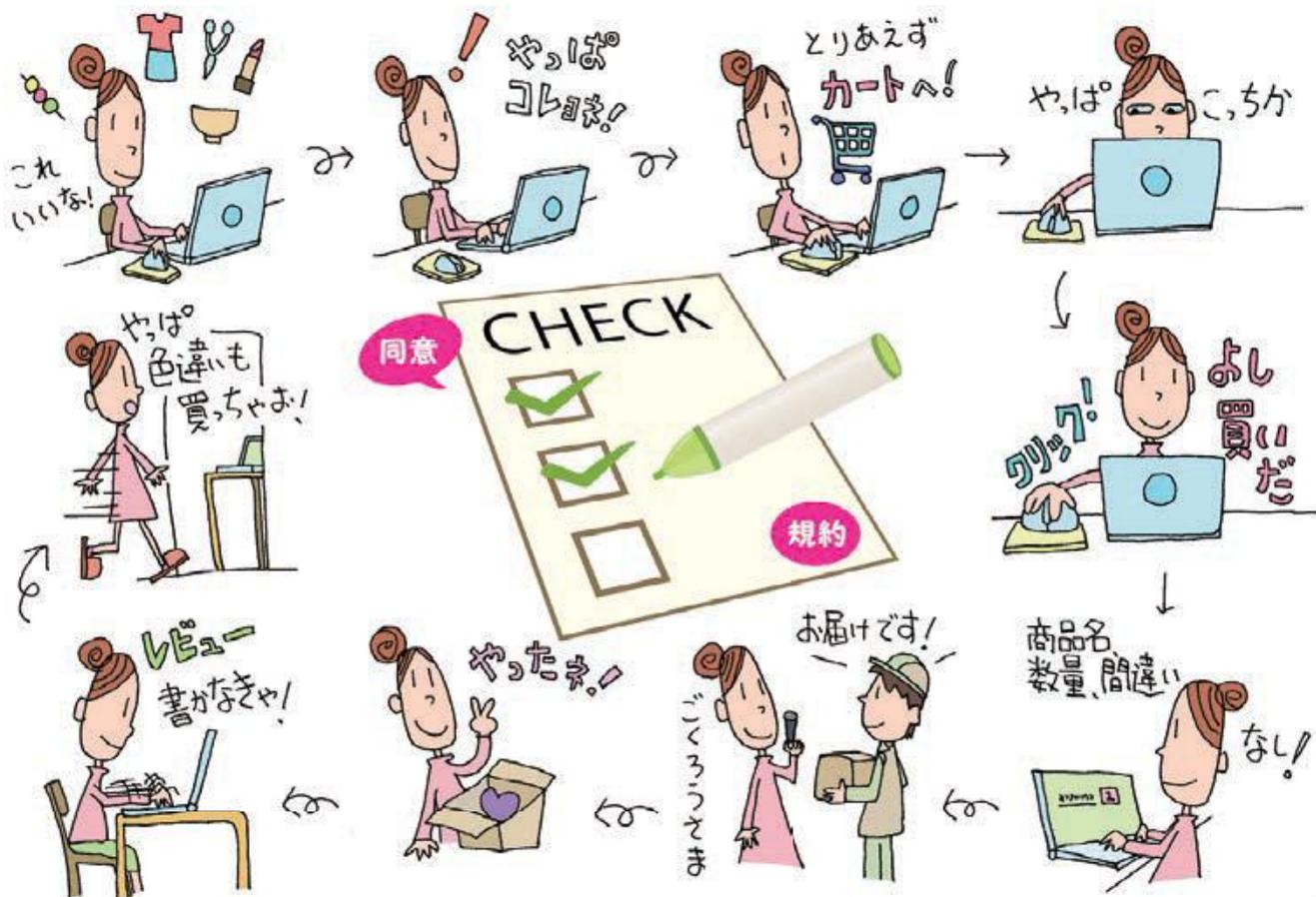
➤ 教科・領域

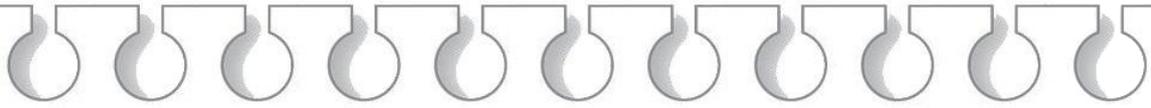
- ◆ 社会科（公民的分野）
- ◆ 家庭科（家庭分野）
- ◆ 特別活動（学級活動）
- ◆ 総合的な学習の時間

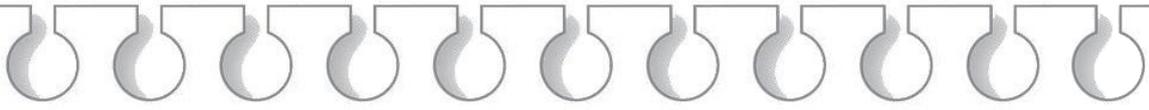
➤ 時間数

- ◆ 基本各1時間（45分）
- ◆ 2～3時間対応可能









授業展開編

(インターネットショッピング)



授業展開例 (インターネットショッピングについて知ろう)

| 時間 | 学習内容 | 学習活動 | 備考 |
|------------|---|---|--|
| 導入 5分 | インターネットショッピングでどのようなトラブルがあるかを知る。 | ① スマートフォンやタブレットでできることを考える。 ② インターネットショッピングでのトラブル事例を知ること、自分の身近な問題であることを知る。 | ▶ ネットでの買い物をした経験があるか問いかけ、身近な話題であることに気づくように工夫する。 |
| 展開 30分 | 具体的にインターネット通販で靴を買う時の事例を用いて、トラブルの問題点を整理する。 | ① 注文したものが i) 偽物だった ii) 思っていたものと違う商品が届いた iii) 表示されていた金額よりも多額になっていた。 ▶ 3つの場面でそれぞれ何が問題だったのか考える。 ② インターネットショッピングで確認しなければならないことを知る。 | ▶ ワークシートに記入し、発表する時間を設ける。 ▶ クーリング・オフ制度など見慣れない言葉は丁寧に説明する。 |
| まとめ 10分 | 本時の振り返りをする。 | ① インターネットショッピングとお店で買うのとの違いを考え、便利な点や不便な点を理解したうえで買い方を選ぶことを知る。 ② インターネットショッピングトラブルを防ぐ5つのポイントを確認する。 ③ 困ったときにはどこに相談すればよいかを知る。 | |

スライド解説 (インターネットショッピングについて知ろう)

▶ スライド 1 (解説編 29頁 吹出し参照)



みなさんは、携帯電話やスマートフォンで何ができるか知っていますか。

その中で、インターネットで買い物をすることが挙げられますが、実際にしたことがある人はいますか。

(実際にしたことがある生徒がいれば、その生徒から意見を聞き、いない場合は指導者の経験を伝えることで、実体験と学習を結び付けます。)

今日は、そのインターネットショッピングについて学習していきましょう。

▶ スライド 2 (解説編 29頁 頭書き参照)



インターネットを見ていると、ほしい商品があったので、何も考えずに買ってしまつと、このようなトラブル

(一つひとつクリックして見せながら説明する。)

に あう可能性があります。

このようなトラブルにあわないためには、何に注意したらよいでしょうか。

それをみなさんで考えていきましょう。

▶ スライド 3

ももたさんがインターネットでくつを買うとき

2つのことについて考えてみよう

- 1 相手は信用できるかな？
- 2 気をつけないといけないことは？



今日は、インターネットでくつを買う時を例に考えていきましょう。

その時に、2つのことを頭において、考えていきましょう。

(2つのポイントを出す。)

- ① 相手は信用できるかな？
- ② 気をつけないといけないことは何かな？

▶ スライド 4 (解説編 29 頁～31 頁 流れと注意点参照)

SECT. 1 偽物が届いてしまった!



どんなところが問題だったのかな？

ももた君は、前から欲しかったくつを買いたいと思っていたので、インターネットでくつを探しています。

(ももた君のセリフを見せながら説明する。)

ほしかったくつではない、偽物の商品が届いてしまいました。

なぜ、ももた君は、こんなトラブルに遭ってしまったのでしょうか。

話の中でどんなところが問題だったのが、考えてみましょう。

▶ スライド 5 (解説編 31 頁 SECT.1 参照)

SECT. 1 偽物が届いてしまった!

| 問題点 | 具体的な事例 |
|-----------------------------|--|
| 1 知らないサイト、信用できないサイトで買ってしまった | あやしいサイト 通常価格より極端に値引きされているなど |
| 2 期間限定を見てすぐに申し込んでしまった | 〇月〇日～〇月〇日までの間だけ特別に安く買えて、それ以外の日と値段が違う 他に、「今だけ」「特別」という言葉もよく使われる |
| 3 連絡先を確認していなかった | 何か問題があったときに、電話をかけたりメールや手紙を書いて送ったりするところがあるか確認していなかった |

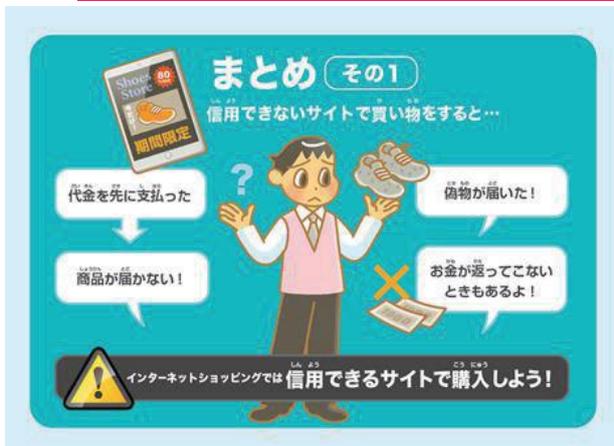
それでは、問題点を考えてみましょう。

(問題点をワークシートに記入するよう生徒に指示し、考えたことを発表してもらい、出た意見を共有する。)

色々な問題点がありますね。具体的にはこのような事例があります。

(具体的な事例を出す。)

▶ スライド 6 (解説編 32 頁 4 つのチェックポイント参照)



これまでのことをまとめましょう。

信用できないサイトで買い物をすると、

- ① 代金を先に支払ったのに商品が届かない
- ② 届いた商品が偽物で、お金が返ってこない

などのトラブルにあう可能性があります。

そのため、インターネットで買い物をするときは、信用できるサイトで買うようにしましょう。

(反対に信用できないサイトは、
どういふものだったが、
前のスライドも使いながら確認する。)

▶ スライド 7



次は、返品について考えていきましょう。

返品とは、商品を返してお金を返してもらうことです。

ももた君は、次は信用できるサイトで買うようにしています。

(ももた君のセリフを見せながら説明する。)

ところが、思っていた色と違うし、くつのサイズも小さい商品が届いてしまいました。そのことをももたさんに相談すると…。

(セリフを読む。)

クーリング・オフとはどういうものでしょうか。

(クーリング・オフを知っているか確認する。知っている場合は、生徒に知っていることを発表してもらう。)

▶ スライド 8 (解説編 32 頁～33 頁参照)

SECT. 2 思ったものと違う商品は返品できるの？

クーリング・オフとは

- いったん申し込みをしても、一定期間内であれば、契約を解除できる制度のこと
- 契約してから8日以内(場合によっては20日)

8日以内にはがきで送れば大丈夫

クーリング・オフができればお金が戻ってくるわ

はがき

契約解除通知

宛先住所
宛先名
宛先番号

送った商品○○○のクーリング・オフを希望しています。

〒○○○-○○-○○ 氏名

クーリング・オフとは、

- ① いったん申し込みをしても、一定期間内であれば契約を解除できる制度のことです。
- ② 一定期間とは、契約してから8日以内(場合によっては20日以内)です。

(事前に解説編でどのような場合にクーリング・オフができるかも確認する。)

クーリング・オフをするときはこのようにはがきを書いて8日以内に送れば、クーリング・オフをすることが出来ます。

(はがきのイラストを見せる。)

▶ スライド 9 (解説編 33 頁 ★通信販売参照)

SECT. 2 思ったものと違う商品は返品できるの？

よーし、じゃあクーリング・オフしてみよう

インターネットショッピングはクーリング・オフできません!

他に解決方法はないだろうか?

クーリング・オフできないこともあるんだね

クーリング・オフのことを知ったももた君は、実際に、クーリング・オフをしようとしています。

しかし、インターネットショッピングでは、クーリング・オフが出来ません！
注意しましょう。

クーリング・オフができない理由を説明

では、ほかにこのトラブルを解決する方法はないでしょうか。

▶ スライド 10

(解説編 30頁 ※返品したい場合、利用規約)
33頁 事例2、3参照)

SECT. 2 思ったものと違う商品は返品できるの？

クリーニング・オフは
できなくても

返品や取り替えは
できないのかな？

返品や取り替えは
できるものもあれば
できないものもある

キャンセル・返品条件は
利用規約に書いてあるよ

利用規約は
事前に必ず確認を！

クリーニング・オフはできなくても、
返品 や 取り替えは できないのでしょうか。

(ここで、返品とは何だったか 再度確認、
返品や取り替えは できるか できないか、
どちらだと思うか 生徒に問いかける。)

返品や取り替えについては
利用規約に書いてあります。
利用規約は
必ず事前に確認するようにしましょう。

(利用規約とはどういうものが、
実物を見せることも一つの方法です。
また、利用規約についての教材で
再度学ぶことができます。)

▶ スライド 11

SECT. 3 請求額が思ったより高かった！

よし！
今度こそ返品条件も
確認した大丈夫！

今なら半額セール中で
2000円だ！

ええっ？

2000円のはずが
3000円も
かかってしまった
どうして!?

戻っちゃおう！

どうして表示されていた金額よりも高かったのかな？

ももた君は、
信用できるサイトで利用規約も確認したので、
今度こそ大丈夫だと思っています。

(ももた君のセリフを見せながら説明する。)

2000円だと思っていましたが、
請求書が届くと、
1000円高い、3000円になっていました。

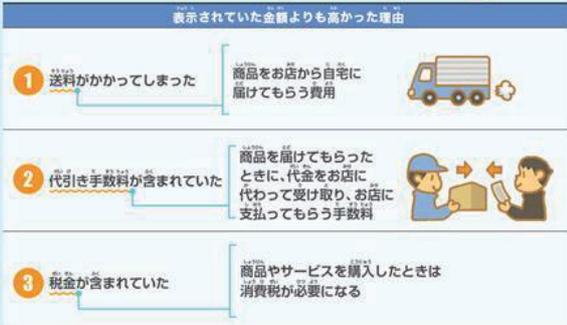
どうして表示されていた金額よりも
高かったのか、
考えてみましょう。

▶ スライド 12

SECT. 3 請求額が思ったより高かった!

表示されていた金額よりも高かった理由

- 1 送料がかかってしまった
商品をお店から自宅に届けてもらう費用
- 2 代引き手数料が含まれていた
商品を届けてもらったときに、代金をお店に代わって受け取り、お店に支払ってもらう手数料
- 3 税金が含まれていた
商品やサービスを購入したときは消費税が必要になる



それでは、なぜ表示されていた金額よりも高かったのかを考えてみましょう。

(ワークシートに記入するよう生徒に指示し、考えたことを発表してもらい、出た意見を共有する。)

(送料や代引き手数料など難しい言葉についてはスライドを使いながら確認する。)

高くなってしまった理由もいくつか考えられますね。

▶ スライド 13

まとめ その2

インターネットで買うときはどこに注目すれば良い?

第一段階 信用できるサイトかよく確認すること!

第二段階 色々なことを考えて買い物をする!

本物かな? 値段は? 色は? 大きさは? 送料は? 返品条件は?



これまでのことをまとめましょう。

インターネットで商品を買う時はどこに注目すれば良いでしょうか。

(これまでのまとめなので、生徒に意見を聞いてみるのも良いでしょう。)

(第一段階、第二段階をそれぞれ確認する。)

「色々なこと」とは、本物かどうか、値段、色、などが挙げられますね。

これらのことに注目することが大切です。

▶ スライド 14

ももさんは考えた
インターネット
ショッピングは
お店で買うのとは
何が違うの
だろう？



これまで、
インターネットショッピングの悪いところが出てきましたが、

反対に
良いことはないのでしょうか。

また、インターネットショッピングは
お店で買うのとは
何が違うのでしょうか。

▶ スライド 15 (解説編 34 頁 SECT.4 参照)

SECT. 4 インターネットショッピングとお店

インターネットショッピングはお店で買うのとは何が違うのかをまとめてみよう

| | 良いところ・便利な点 | 悪いところ・不便な点 |
|-------------------|------------|------------|
| インターネット ショッピング | | |
| お店で買う | | |

↓

どちらも良いところと悪いところがある

それらを正しく理解して買い方を選ぼう



インターネットショッピングと
お店で買うのとは 何が違うのか、
良いところ・悪いところを それぞれ考えて、
表にまとめてみましょう。

(ワークシートに記入するよう生徒に指示し、
考えたことを発表してもらい、
出た意見を共有する。)

どちらも 良いところ と 悪い ところが
分かりましたね。

そのため、
それらを正しく理解して
買い方を選ぶことが大切です。

▶ スライド 16 (解説編 34 頁 5 つのポイント参照)

今日の **まとめ**

ネットショッピングでのトラブルを防ぐ5つのポイント

- 1 インターネットショッピングはクーリング・オフできない
- 2 信用できるサイトかどうか確かめよう
連絡先を確認 ● お金を先に振り込むときは注意!
- 3 買う前にチェックしよう
返品条件などを利用規約で確認 ● 送料など商品以外に必要な費用を確認
- 4 色々なことを考えて判断しよう
値段 ● 色や大きさ ● 素材や品質
- 5 ひとつだけでなく他のサイトとも比べてみよう



それでは、今日のまとめです。

今日の授業で学習したことを5つのポイントにまとめたので一つずつ確認していきましょう。

(クリックしながら一つひとつ読み上げる。)

インターネットで商品を買う時は、これらのポイントを思い出しながら買うようにしましょう。

▶ スライド 17 (解説編 35 頁参照)



商品を送らずにお金だけもらっていきなせ

振り込み完了

わーい! 騙した!

ど? 待って! お金を払ってください!

あなたが加害者になってしまうこともあるよ

こんな被害にあってしまったり

これまでいろいろなトラブルを考えてきましたが、中には詐欺にあう可能性もあります。

このような被害者にならないためにも先ほどの5つのポイントを守ることが大切です。

もちろん被害者だけでなく、加害者にもなってはいけません。

▶ スライド 18

困ったときは

ひとりで悩まず、すぐに誰かに相談しよう!

岡山県消費生活センター
Eメール: syohi@pref.okayama.lg.jp
FAX: 086-227-3715
お電話が可能な方は: 086-226-0999

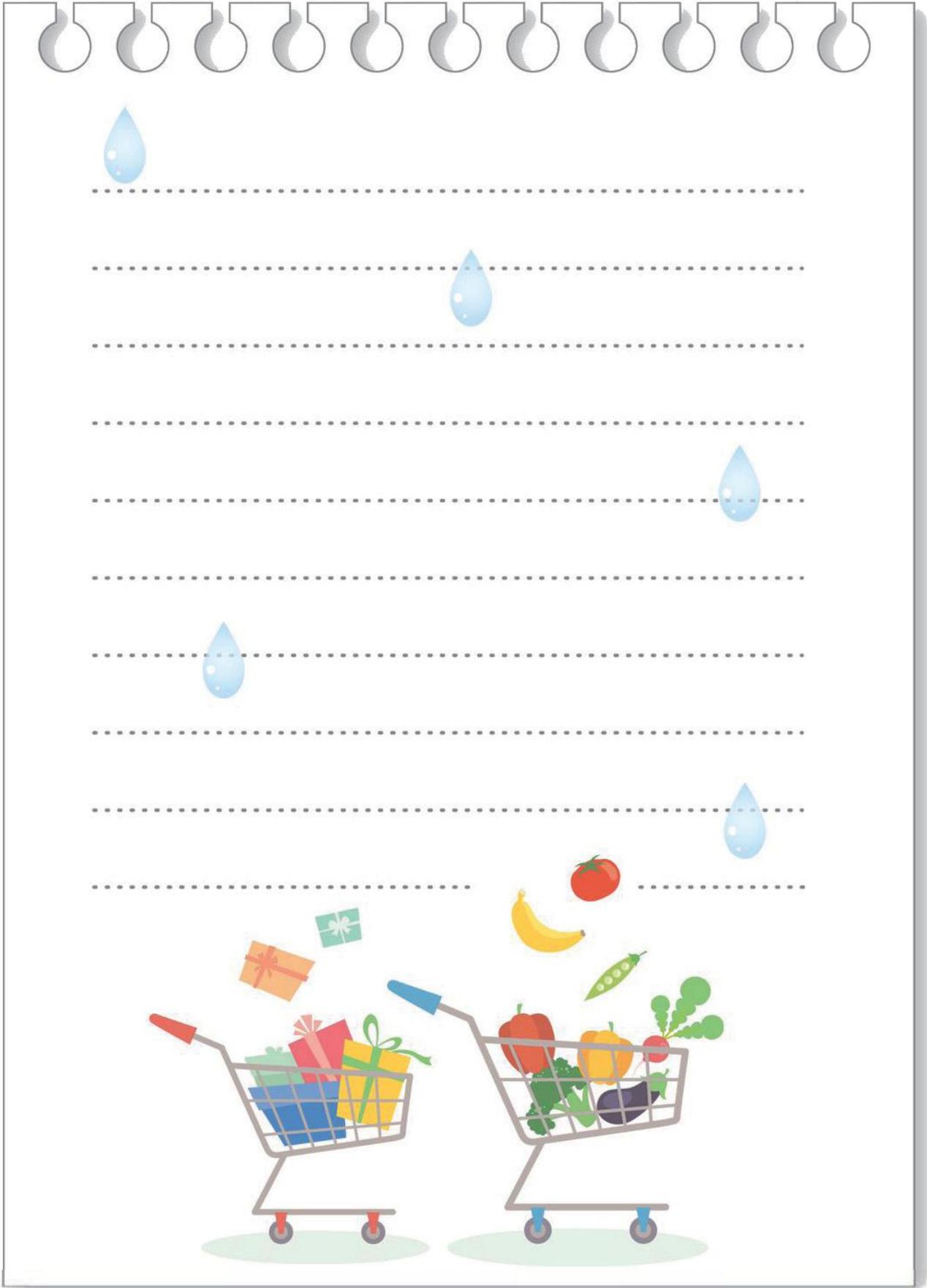


トラブルが起きないように日ごろから注意することが一番ですが、

もしトラブルが起きてしまった場合には、岡山県には、岡山県消費生活センターという場所があります。

皆さんの手元のワークシートにも、メールアドレスや FAX 番号、電話番号が書いてあります。

困ったときには、一人で悩まずに、すぐに誰かに相談しましょう。



授業展開例（利用規約について）

| 時間 | 学習内容 | 学習活動 | 備考 |
|------------|--|--|--|
| 導入 10分 | インターネットショッピングのトラブル事例を振り返り、利用規約という言葉を知る。 | ① スマートフォンやタブレットを用いたインターネットショッピングでのトラブル事例は、自分の身近な問題であることを振り返る。 ② 注文する場で「利用規約」に同意していることを知る。 | ▶ インターネットショッピングの経験を確認する。 ▶ オンラインゲームの経験を確認する。 |
| 展開 25分 | 具体的にインターネット通販でTシャツを買う時の事例を用いて、トラブルの問題点を整理する。 | ① 注文したものと違うものが届いた時の対処法を考える。 ② 事業者にもメール連絡をして、「利用規約」に同意していたことに気づく。 ③ 返品・交換条件の利用規約を読み、2つの事例の問題点を考える i) ブランド品と勘違いしていた場合 ii) 偽物が届いた場合 | ▶ ワークシートに記入し、発表する時間を設ける。 ▶ 返品・交換について、スライドの絵を見ながら理解を深める。 |
| まとめ 10分 | 本時の振り返りをする。 | ① インターネットショッピングを利用する時に押す「同意」と「注文する」の2つのボタンの意味を確認する。 ② 困ったときにはどこに相談すればよいかを知る。 | |

スライド解説 (利用規約について)

▶ スライド 1 (解説編 29頁 吹出し参照)



みなさんは、
携帯電話やスマートフォンで
何ができるか知っていますか。

その中で、
インターネットで買い物をする
ことができますが、
実際にしたことがある人は
いますか。

(実際にしたことがある生徒がいれば、
その生徒から意見を聞き、
いない場合は 指導者の経験を伝えることで、
実体験と学習を結び付けます。)

今日は、
そのインターネットショッピングで
注文する前に、
皆さん自身を守るため
読まなければならないルールである
利用規約について 学習していきましょう。

▶ スライド 2 (解説編 29頁 頭書き参照)



インターネットショッピングとは、
インターネットを使って、
商品を買うことができる
サービスのことです。

例えば、
靴を買いたいと思ったときに、
お店に行くのではなく、
インターネットを使って注文すると、
自宅に靴が届く
というサービスです。

▶ スライド 3

(解説編 29頁～31頁 流れと注意点参照)



注文するときは、
まず、欲しい靴を売っているお店を探します。

インターネット上のお店のことを
サイトといいます。

欲しい靴を売っているサイトを見つけたら
そのサイトで靴を注文することになります。

▶ スライド 4

(解説編 29頁～31頁 流れと注意点参照)



見つけたサイトで 商品を買うためには、
そのサイトのサービスを
利用するということになります。

サイトのサービスを利用するためには、
「利用規約」に
「同意」しないと
サービスを利用することはできません。

「利用規約」とは、
サイトを「使うときの」「ルール」
という意味です。

「同意」とは、
「はい、分かりました。」
という意味です。

▶ スライド 5



それでは、ももたさんが、
ネットショッピングを利用するところを
見てみましょう。

▶ スライド 6 (解説編 29頁～31頁 流れと注意点参照)



ももたさんは、
前から欲しかった
MOMOTAROU の T シャツを
買いたい
と思っていたので、
インターネットで探しています。

- ①「おっ！ずっと欲しかった MOMOTAROU の T シャツだ！
よし！このサイトで注文しよう」
- ②「利用規約？よくわからないな…
いっぱい書いてあるし、
わからないけどチェック押しちゃえ！」
- ③「MOMOTAROU の T シャツ、
色はオレンジで、
サイズはフリー、
一枚 1,000 円、送料 500 円で
合計 1,500 円。
よし大丈夫だ！
「注文」をクリックで
注文決定！
届くのが楽しみだな～」

(セリフを見せながらゆっくり説明する。)

▶ スライド 7 (解説編 31 頁 SECT.1 参照)

ももたさんのネットショッピング

ところが!

ぜんぜん違う Tシャツが届いたぞ!

モモジロウだ! モモタロウじゃない!

MOMO JIROU

MOMO TAROU

注文したものと違うものが届いたとき ももたさんはどうすればいいのでしょうか?

ところが、届いた商品が違ってました。

「MOMOTAROU」を注文したのに、届いた T シャツは「MOMOJIROU」でした。

「ぜんぜん違う！
モモタロウじゃなくて、
モモジロウだ！」

注文したものと違うものが届いたとき、ももたさんは どうすればよいのでしょうか。

▶ スライド 8

ももたさんのネットショッピング

注文したものと違うものが届く場合には以下の3パターンがあります。まずは各パターンについてどうしたらよいかを考えましょう

1. 店舗が間違えて発送したとき

2. 自分が間違えて(勘違いして)注文したとき

3. にせサイトにだまされて注文したとき

注文したものと違うものが届く場合には、次の3つのパターンがあります。

まずは、それぞれのパターンでどうすればよいか考えてみましょう。

- ①店舗が間違えて発送したとき
- ②ももたさんがまちがって注文したとき
- ③偽サイトに騙されて注文したとき

それぞれ周りの人と意見交換しながらワークシートに書いてみましょう。

▶ スライド 9

(解説編 30頁 ※返品したい場合、利用規約)
33頁 事例2、3参照)



ももたさんは、お店に問合せを試みました。

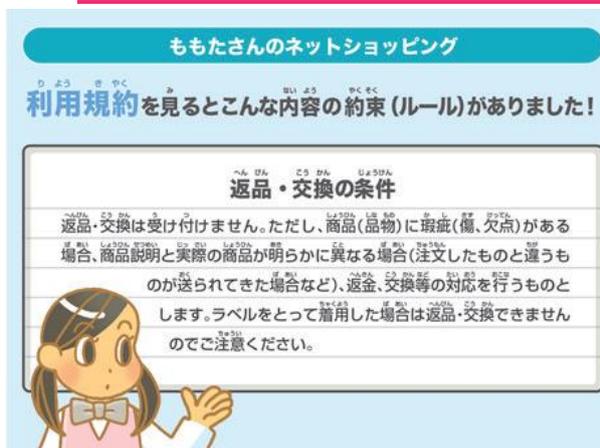
①「注文したのと違うので取り換えて欲しいのですが」とメールを送りました。

するとお店の人から

②「利用規約の中にある条件にあてはまりますか」と返信のメールが来ました。

③「利用規約って何だろう? そういえば最初にあっただけ、よく読まずに同意したっけ」

▶ スライド 10



利用規約を見てみると、次のような内容のことが書かれていました。

返品・交換の条件を ゆっくり確認していく(一つ一つの言葉の意味を確認する。)

➤ スライド 11 (解説編 30 頁 ※返品したい場合) 利用規約参照

ももたさんのネットショッピング

返品・交換の条件とは
買ったものを返すことや、送られてきた商品にキズや問題があった場合のルール

商品に傷や欠点があるときや、注文したものと違う商品が送られてきたときは

商品を交換したり、払ったお金を返してもらうことができます

本当に自分が間違えて(勘違いして)注文したときは

返品・交換できません

返品・交換の条件とは、買ったものを返すことや、送られてきた商品にキズや問題があった場合のルールのことです。

①商品にキズや欠点など問題があるときや、注文したものと違う商品が送られてきたときは、商品交換したり、払ったお金を返してもらうことができます。

②本当に自分が間違えて注文したときは返品や交換はできません。

利用規約の返品・交換の条件を事前にしっかり確認しておくことが大切です。

➤ スライド 12 (解説編 29 頁～31 頁 流れと注意点参照)

まとめ
ネットショッピングするときの**注意点**

2つのボタンを押すときは慎重に!

1 利用規約を確認して **同意する** を押す前に
利用するサイトのルールを確認すること
● 返品や交換の条件 ● どんときにやめることができるか ● サイトへの連絡方法

2 **注文する** を押す前に
注文する商品を確認すること
● 欲しい商品に間違いないか ● 商品の代金 ● 商品の代金以外に必要な費用
● お金の支払い方法 ● 商品が届く日 ● 商品を確認してくれる方法

それでは、今日のまとめです。

今日の授業では、インターネットショッピングをする時に押す2つのボタンについて学びました。

ボタンを押すときの注意点を一つずつ確認していきましょう。

(クリックしながら一つひとつ説明する。)

インターネットで商品を買う時は、これらのポイントを思い出しながら買うようにしましょう。

▶ スライド 13



それでも、
利用規約に色々沢山書いてあって、
よくわからないときは、
おうちの人や先生や地域の相談窓口
に相談しましょう。

地域の相談機関として、
消費生活センターがあります。

▶ スライド 14

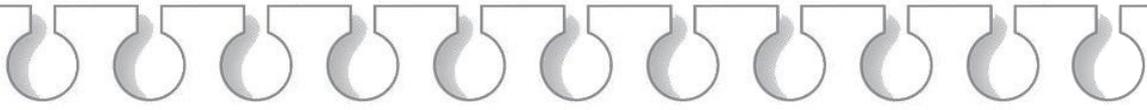


トラブルが起きないように、
「まとめ」で確認した注意点を
理解することが大切です。

もしトラブルが起きてしまった場合には、
岡山県には、
岡山県消費生活センターという
相談機関があります。

岡山県消費生活センターの連絡先は、
皆さんの手元のワークシートに、
メールアドレスや FAX 番号、電話番号が
書いてあります。

困ったときには、
一人で悩まずに、すぐに相談しましょう。



解説編

(インターネットショッピング)



インターネットショッピングについて知ろう



高校生がインターネットショッピングを利用する機会は年々増加傾向です。内閣府「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、高校生のインターネットショッピング・オークションの利用割合は 27.1%と 4 人に 1 人以上が利用をしていることがわかります。

インターネットによる取引は、店舗に出向く手間がなく家にいながら商品を申し込むことができ、大変便利です。日本の消費者向けインターネット通販市場は堅調に拡大^{*1}しています。また、インターネットオークションやフリマアプリサービス等、インターネットを用いて個人間で取引を行う CtoC 取引^{*2}も増加傾向です。

しかし、契約当事者と直接会っておらず、また手にとって現物を確認していないため、広告に記載された写真や情報で購入の選択をすることになります。商品が届き、画面に表示された色合いや風合いが違っていたり、スマートフォンの小さな画面を見て申し込んだため、よく読まなかったりなどによるトラブルが発生しています。インターネットショッピングを利用する際のポイントを知っておくことが大切です。

^{*1} 経済産業省「平成 29 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」2018.4

^{*2} C to C 取引 Consumer to Consumer 個人間売買

□ インターネットショッピング

スマートフォンやパソコンを利用して行うインターネット取引は通信販売^{*3}にあたり、法律では**特定商取引に関する法律（以下 特定商取引法）**と**電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（以下 電子消費者契約法）**が適用されます。各々の法律でインターネット取引について基本的なルールが定められています。

^{*3} 通信販売 新聞や雑誌、テレビ、インターネット上のホームページ（インターネット・オークションサイトを含む）などによる広告や、ダイレクトメール、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等で購入の申込みを行う取引方法をいいます。

インターネットショッピングの流れと注意点

1 インターネットで欲しい商品を探します

特定商取引法

・誇大広告等の禁止

「著しく事実に相違する表示」や「実際のものより著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示」を禁止しています。

2 サイトで広告内容・利用規約を確認します

特定商取引法

・電子広告における表示

インターネットショッピングは、広告が消費者にとっては唯一の情報源です。広告の記載が不十分であったり、不明確だったりすると、後日トラブルを生ずることになるため、広告に表示する事項を規定しています。

広告表示事項

- ①価格（送料についても表示が必要）、その他の負担額
- ②支払い時期と方法
- ③商品の引渡時期
- ④返品可否・条件等
- ⑤事業者の氏名（名称）、住所、電話番号、法人は代表者や業務責任者の氏名
- ⑥申込みの有効期限 など

メールアドレス以外の連絡手段(住所、電話番号など)の記載があるか、また、評価も確認します



※返品したい場合

返品条件(送料の負担、返品可能期間、その他未使用・未開封・通電不可など)を確認します。
返品に関する表示がない場合は、商品到着後8日は返品できるとされています。返品にかかる送料は消費者負担です。「ノークレーム・ノーリターン」とあれば返品できません。ただし、キズを隠していた場合などは、返品・交換を求められます。

・利用規約

利用規約には、サービス内容、プライバシーポリシー、禁止事項、免責事項など、使うときの約束(ルール)が記されています。サービス利用時に問題が起きた場合は、利用規約にもとづいての判断を検討することになります。

規約に同意すると、規約に書かれている内容で契約をしたこととなります。内容をよく確認しましょう。

規約に同意します。

3

申込み画面に必要事項を入力します

特定商取引法

・安全なサイトか確認

ネット上で個人情報を入力し転送する際に、SSLサービス*3を使用しているか確認します。

*3 SSLサービス Secure Sockets Layer 口座番号やクレジットカードなどの個人情報を暗号化して安全にやり取りできる仕組みです。

SSLサービスのサイト

https://www.okayama.shop

URLがhttpsから始まっている。



https://

錠前のアイコンが表示される。

・支払い方法

前払いで申し込んだら商品が届かないというトラブルがあります。リスクを避ける支払い方法(後払い・代引き・エスクローサービス)が選べないか確認します。

クレジットカードで決済する時には、クレジットカードの番号や有効期限・セキュリティコード*4、氏名などで、クレジットカードが有効なものであるかどうかを識別します。また、本人確認のために3Dセキュア*5にてパスワードの入力を求めるサイトもあります。

*4 クレジットカード裏面のサイン欄上部に記載されている数字のうち、一番右の3桁の数字です。

*5 パスワードです。本人以外は知らないため、カードの不正利用防止につながります。

エスクローサービス

消費者(買い手)と販売店(売り手)の間にエスクローサービス会社が介在し、代金と商品の安全な交換を保証するサービスです。買い手から「商品が届かない」「商品が異なる」と連絡があった場合は、エスクローサービス会社は預かった代金を買い手に返金します。買い手から問題なく商品を受取った場合は売り手に代金を送金します。エスクローサービス会社は保証を提供する対価として手数料を受け取ります。

4

申込み内容を確認し、確定します

特定商取引法

電子契約法

契約内容に間違いがないか確認することが必要です。「注文する」のボタンをクリックする前に、よく確認しましょう。画面が小さいスマートフォンでは特に注意が必要です。

インターネット通販における「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に係るガイドラインで規制しています。

契約内容を記録しておくことが大切です。

また、対面ではない契約の場合、いつ契約が成立したか確認することが重要です。

- ・契約の成立時期は、事業者の「承諾」の通知が消費者に届いた時点です。
- ・民法の規定により、未成年者が親権者の同意のない契約を行った場合は取消することができます。

○ サイトにマークの表示があるか確認する（マークは一つの判断材料です）

| ジャドママーク | プライバシーマーク | TRUSTe マーク |
|--|--|---|
|  <p>日本通信販売協会 の入会審査を通り、正会員となった事業者が使うことができる</p> |  <p>企業や団体など（事業者）の個人情報保護の体制や運用の状況が適切であることを示す</p> |  <p>個人情報の取り扱いについて基準を満たしている</p> |
| 公益社団法人 日本通信販売協会 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 | 一般社団法人日本プライバシー認証機構 |

SECT. 1 偽物が届いてしまった！

| 問題点 | 具体的な内容 |
|------------------------------|--|
| 1 知らないサイト、信用できないサイトで買ってしまった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・他のサイトでは売り切れなのに、このサイトだけに在庫がある。 ・URLが長くて、海外のようだ。 ・日本語の表記がおかしい。 ・「公式サイト」とあるが、ホームページの作りが悪い。 ・支払い方法が前払いしかない。 |
| 2 期間限定を見てすぐに申し込んでしまった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・〇月〇日～〇月×日までの間だけ特別に安く買えて、それ以外の日が値段が高くなる。 ・「今だけ」「特別」という言葉が使われている。 |
| 3 連絡先を確認していなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> ・何か問題があったときに、手紙を書いたり、メールをするところがあるか確認しなかった。 ・サイトの住所が町名までで番地がなかった。 ・地図アプリで、住所で検索したら山の中で、店はなかった。 |

http://www.abcdefg0123-shop.com ← URL が不自然

公式 MOMO-SHOES 全て 100%正規品！

商品一覧 利用ガイド お問い合わせ



期間限定
人気ブランドシューズ
最新モデルです。
22000円 → 6800円 ← 極端な値引き/在庫が1
在庫 1 **購入する**

会社概要
MOMO-SHOP
住所：岡山県岡山市
連絡先：oka@○.com

住所が途中まで
電話番号がない

支払方法
銀行振込 ← 銀行振込のみ

送料 商品のお届け
送料無料 5日确实 ← 日本語が不自然

～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～
消費者庁

1. 正確な運営情報（運営者氏名・住所・電話番号）が記載されていない。
連絡手段がEメールしかないウェブサイトは危険です。
2. 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている。
お買い得すぎる商品、本当に本物ですか。
3. 日本語の表現が不自然である。
機械翻訳のような日本語が使われていませんか。
4. 支払い方法が銀行振込のみとなっており、クレジットカードが利用できない。
銀行振込は、一旦振り込むとお金を取り戻すことは極めて困難です。



※消費者庁のホームページにある「悪質な海外ウェブサイト一覧」を活用しましょう。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/#m03

○ インターネットショッピングの相談事例

事例1：商品が届かない

友人とファッション雑誌を見ていたら、かわいい洋服を見つけた。家に帰り、スマートフォンで検索したら、安かったので申し込んだ。支払い方法は前払いのみで指定の口座に振込んだ。2週間経っても商品が届かない。サイトを見たが、電話番号の記載がなく、住所は番地がない。日本語の表現もおかしい。



詐欺サイトの可能性があります。申し込み時にサイトの広告表示を確認することにより未然に防止できました。前払いの場合、お金を取り返すのは難しいですが、振込先の銀行や警察に届け出ましょう。また、「海外から偽物が届いた」「縫製が雑で、すぐに破れた」などのトラブルもあります。

- ・偽物は権利侵害品に該当し違法で、関税法により輸出入が禁止されています。自分の手元に届く前に税関で荷物が止められる可能性もあります。また、**権利侵害品を海外に送り返すことは出来ません。**
(模倣品対策：特許庁) <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/index/mohouhin.htm>
- ・海外サイトの場合は、言葉の壁などで交渉が困難です。相談先として、国民生活センター越境消費者センターがあります。 <https://cej.kokusen.go.jp>

クーリング・オフ

クーリング・オフとは、「**申し込みをしても、一定期間であれば契約を無条件で解除できる制度**」のことです。一定期間とは取引類型によって8日以内のものと20日以内のものがあります。

クーリング・オフは、はがきに、契約を解除することと、契約内容や契約者の情報を書いて、保管のために**ハガキの両面のコピー**をとり、配達した記録が残る**特定記録郵便**で出します。

クーリング・オフ期間

| 取引類型 | 期間 |
|------------------------------|------|
| ①訪問販売 | 8日間 |
| ②通信販売 | - |
| ③電話勧誘販売 | 8日間 |
| ④連鎖販売取引(マルチ商法) | 20日間 |
| ⑤特定継続的役務提供 | 8日間 |
| ⑥業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法など) | 20日間 |
| ⑦訪問購入 | 8日間 |

例 訪問販売のクーリング・オフ期間（8日間）

| 6月 | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | | | |

契約書受領日

契約書を受け取った6月9日から16日までに出します。業者に届くのは8日間を過ぎていても、大丈夫です。

クーリング・オフのハガキの書き方

| | |
|--|-----------------------------------|
| 契約解除通知 契約日 商品名 契約金額 〇〇円 契約会社 ×××× 支払った 円を返し、 商品を引き取ってください 〇〇年〇月〇日 住所 氏名 | □□□-□□□□ 業者の住所 業者名 代表者 様 |
|--|-----------------------------------|

契約書、ハガキのコピー、
配達した記録は、保管し
ておこう！



- ・契約は無条件解除されるので、支払い義務はなくなります。代金を支払っている場合は、返金されます。
商品は事業者の負担で返品します。
- ・商品を使用しているも、サービスがすでに終わっている場合でもクーリング・オフできます。(指定消耗品以外)
- ・クレジット払いにしたときは、クレジット会社にも送ります。

★通信販売（インターネットショッピング）はクーリング・オフできません。

クーリング・オフは立場の弱い消費者が、不意打ち的な取引で契約したり、マルチ商法などのように複雑でリスクが高い取引で契約した場合に、一定期間であれば無条件で解除できる制度です。

インターネットショッピングのように、消費者自身がサイトやカタログを見て、商品を見て購入するので、クーリング・オフの対象外となっています。不意打ち性はないので、クーリング・オフはできません。

インターネットショッピングのキャンセルや返品条件はサイト内の利用規約に書いてあります。申し込み時に「**利用規約に同意する**」にチェックをすると、**規約内容での契約をしたこと**になります。**申し込む前に**利用規約に目をとおしておきましょう。返品する場合の送料は、クーリング・オフとは異なり、一般的には**本人負担**です。

事例2：返品に応じたくない

ネット通販サイトで、スニーカーを申し込んだ。3日後にスニーカーが届き、試し履きをしたらサイズが合わない。サイトに返品を申し出たら、「ホームページに記載のとおり返品に応じられない」と言われたが納得できない。



サイトの利用規約に「返品不可」との記載があれば、不良品以外は返品に応じません。スニーカーのように、自分の足に合うのか心配な場合は、実店舗で購入するほうがよいでしょう。

事例3：ダイエットサプリの定期購入

SNSの広告で「お試し価格 500 円」のダイエットサプリを見つけ、販売会社のサイトで申し込んだ。効果がなかったので途中で飲むのをやめた。1か月後にまたサプリが届いたが申し込んでない。販売会社に問い合わせたら、4回が条件の定期購入だったがやめたい。



スマートフォンで、サイトの表示を確認すると、小さな字で4回の購入が条件であり、総額の表示もありました。申込時には利用規約もしっかりと確認をしましょう。

SECT. 4 インターネットショッピングとお店

| | 良い所・便利な点 | 悪い所・不便な点 |
|---------------|---|---|
| インターネットショッピング | <ul style="list-style-type: none">・お店に行かなくても、いつでもどこでも買い物ができる。・重くて運ぶのが大変なものを届けてくれる。・取り扱っている品数が多い。・他店舗（サイト）と比較しやすい。・お店で買いづらいものを注文できる。 | <ul style="list-style-type: none">・思ったものと違うものの場合がある。・実際の商品を見て確認できない。・購入してから届くまでに時間がかかってしまう場合もある。・偽物など、だまされる可能性がある。 |

ネットショッピングでのトラブルを防ぐための5つのポイント

1. インターネットショッピングはクーリング・オフできません。
2. 信用できるサイトかどうか確かめましょう（連絡先を確認、前払いは注意）。
3. 買う前にチェックすること。→利用規約などで返品条件の確認、送料など他に必要な費用
4. 色々なことを考えて判断しましょう（値段、色や大きさ）。
5. ひとつだけではなく他のサイトとも比べてみましょう。

□ 情報リテラシーを身につけよう

現代社会は、あらゆる情報がインターネット上に溢れ、誰もが、いつでもどこでも、欲しい情報を引き出すことができる状況です。しかし、インターネット上の情報には、「ウソの情報」「悪意のある情報」もあります。必要な情報を正しく収集、整理し、目的に応じて活用する能力である「情報リテラシー」が問われています。

○その他のインターネットによる取引

インターネットオークション・フリマアプリ

モノ、サービス、場所などを共有や交換して利用するしくみのシェアリングエコノミーが普及し始めています。特に、個人の持ち物を売買する「**インターネットオークション**」や「**フリマアプリ**」の利用が目立ちます。

インターネットオークションは、オークションサイトで出品されている商品の中から、気に入った品物を自分の指定した金額で入札し、欲しい人が希望購入価格

を入力しあって競り合い、最高額をつけた人が落札します。

フリマアプリは、フリーマーケットのように個人が自由にモノの売買ができるサービスをインターネット上でアプリを利用して行うことです。アプリに売りたい金額を提示して出品し、欲しい人が多少の価格交渉をして落札します。

インターネットオークション・フリマアプリ利用時の注意点

- ・インターネットオークションでは、出品者が業者の場合は、通信販売となり特定商取引法などの規制が適用されますが、業者ではない場合は、**個人間売買のため同法の規制は適用されません**。業者に該当するかは「インターネットオークションにおける『販売業者』に係るガイドライン」に記載があります。
- ・商品が届かない、ブランド品でなく偽物だった、商品に不具合があった等の場合、大手インターネットオークションサイトでは補償制度を設けて救済することもあります。また、安心して取引ができるように、サイトが一旦代金を預かる「エスクローサービス」を提供していることもあります。
- ・インターネットオークションサイトによっては、利用に年齢制限を設けているサイトもあります。
事例1：フリマアプリでブランドの財布を落札し、代金を振り込んだが商品が届かない。
事例2：商品は届いたが、明らかに偽物だ。「返金して欲しい」とメールを送ったのに返事が無い。

よくある手口

| 次点詐欺 | つり上げ詐欺 | コンサートチケット |
|---|--------------------------------|--|
| 「落札者が辞退したので購入しないか」というメールが届き、オークションサイト外で取引を行うように誘導された。 | 出品者や仲間が価格をつり上げて、高くした後で落札させられた。 | アイドルのコンサートチケットを落札し会場に行ったが、チケットの納品書と会員証がないので入れなかった。 |

インターネットによるトラブル事例と対処法

| | 事例 | 対処法 |
|------------|---|---|
| ワンクリック請求 | アダルトサイトに入ったらいきなり料金請求画面が表示された。 | 契約が成立しているとはいえないので相手には連絡しない。 |
| 架空請求 | 覚えのない料金の請求メールが届いた。 | 相手に連絡すると個人情報を聞かれたり、高額な料金を払うように誘導されるので無視します。 |
| フィッシング詐欺 | 携帯電話会社名で、「ID とパスワードが流出した恐れがあるので、確認してください」とメールが届き、URL をクリックしてサイトに入ったが、問題がなかった。その後、何者かにキャリア決済で、電子マネーを買われた。 | 携帯電話会社を騙ったフィッシング詐欺です。携帯電話会社に連絡し、利用の停止を求めます。警察にも相談します。 |
| SNS | SNS で知り合った人から、コンサートチケットを譲り受けることになり、代金を先に払ったのに、コンサートチケットは届かず、連絡も取れなくなった。 | コンサート運営会社は、コンサートチケットの転売を禁止しているところが多いです。返金は困難です。 |
| 出会い系サイト | 相談 1：男性とやり取りをすれば報酬が得られるとメールが届き、出会い系サイトに入った。出会い系サイトのポイント料を払って何度もやり取りをしたが、一向に報酬がもらえない。 相談 2：1 億円を支援するとメールが届き、出会い系サイトに入るようにと誘導された。手続き費用等何度も言われるまま払ったが、お金がもらえない。 | 支払方法が電子マネーやクレジットカード払いの場合は、それぞれの会社に事情を伝え、加盟店調査を行ってもらいます。自分で対応するのは困難な場合が多いので、消費生活センターに相談をしましょう。 |
| 偽ウィルスソフト | インターネット閲覧中に、「ウィルスが発生している」と表示され警告音が鳴った。記載の電話番号にかけたら、遠隔操作された。ウィルス対策ソフトは不要であることを知った。返金して欲しい。 | ウィルス対策ソフト会社は、一定期間の返品保証を設けています。キャンセルメールを送信します。クレジットカード決済の場合は、クレジットカードの利用停止手続きをします。 |
| 当選商法 | インターネット中に、ポップアップ画面が出て、「当選！スマートフォンを \$9 で購入できる」と表示された。クレジットカード番号を入力したが、スマートフォンは届かない。クレジットカードから毎月 \$9 相当の請求明細が届く。 | 受諾メールが届いているか確認します。クレジットカード会社に申し出て、クレジットの利用停止手続きをします。自分で対応するのは困難な場合が多いので、消費生活センターに相談をしましょう。 |
| 簡単に稼げるビジネス | 自分の SNS のダイレクトメッセージに「簡単に稼ぐ方法を教えます」と届き、相手とやり取りをしてノウハウ本（情報商材）を買った。その後、「自動システムを購入すれば 1 日 10 分の操作で、1 年後には 3 億円になる」といわれ 50 万円のシステムを買ったが、操作方法がわからず、稼げない。 | SNS で誘ってくるビジネス情報には、詐欺的なものが多くあります。「誰でも高収入」「AI で仮想通貨を買うので損はしない」などの言葉には気をつけます。自分で対応するのは困難な場合が多いので、消費生活センターに相談をしましょう。 |

参考になるサイト 消費者庁 インターネット消費者トラブル防止キャンペーン

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/internet/trouble/

消費者庁 インターネット消費者トラブル

<https://www.caa.go.jp/notice/caution/internet/>

相談窓口 消費生活センター

県警察サイバー犯罪対策課

日本通信販売協会

インターネットオークション／フリマアプリ 運営会社

「インターネットショッピング 授業教材パック」

岡山県では、障害のある人の安全安心な消費生活の確保を目的として、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」を活用して、「障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業」（平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度）に取り組んでおり、この教材は、平成 30(2018)年度事業として、聴覚障害のある人の特性に配慮して作成したものです。

作成に当たり、消費者教育・相談支援研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、それぞれ岡山大学教育学部の教員と学生、岡山理科大学教育学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願ひし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力していただきました。

聴覚障害のある人の安全安心な暮らしのために、この教材を、様々な場面で、幅広く活用していただけることを期待しております。

消費者教育教材作成研究会（50音順）

吾妻 聡（成蹊大学法学部 教授）

大森 秀臣（岡山大学法学部 教授）

岡本 由美（岡山県立岡山豊学校 校長）

藤井 真理子（岡山県立岡山東支援学校 校長）

藤田 研二（岡山県金融広報委員会 会長）

○札埜 和男（岡山理科大学教育学部 准教授）

「利用規約について」制作ワーキンググループ主宰

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

○吉利 宗久（岡山大学教育学部 准教授）

「インターネットショッピングについて知ろう」制作ワーキンググループ主宰

（岡山市）岡山市障害福祉課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁特別支援教育課 課長

岡山県障害福祉課 課長

岡山県聴覚障害者センター 所長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会（編集）岩澤 信子 柿沼 由香

デザイン・イラスト制作

中山 和美

発行 岡山県（平成31年3月）

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151

「インターネットショッピング 授業教材パック」

岡山県では、障害のある人の安全安心な消費生活の確保を目的として、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」を活用して、「障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業」（平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度）に取り組んでおり、この教材は、平成 30(2018)年度事業として、聴覚障害のある人の特性に配慮して作成したものです。

作成に当たり、消費者教育・相談支援研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、それぞれ岡山大学教育学部の教員と学生、岡山理科大学教育学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願ひし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力していただきました。

聴覚障害のある人の安全安心な暮らしのために、この教材を、様々な場面で、幅広く活用していただけることを期待しております。

消費者教育教材作成研究会（50音順）

吾妻 聡（成蹊大学法学部 教授）

大森 秀臣（岡山大学法学部 教授）

岡本 由美（岡山県立岡山豊学校 校長）

藤井 真理子（岡山県立岡山東支援学校 校長）

藤田 研二（岡山県金融広報委員会 会長）

○札埜 和男（岡山理科大学教育学部 准教授）

「利用規約について」制作ワーキンググループ主宰

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

○吉利 宗久（岡山大学教育学部 准教授）

「インターネットショッピングについて知ろう」制作ワーキンググループ主宰

（岡山市）岡山市障害福祉課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁特別支援教育課 課長

岡山県障害福祉課 課長

岡山県聴覚障害者センター 所長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会（編集）岩澤 信子 柿沼 由香

デザイン・イラスト制作

中山 和美

発行 岡山県（平成31年3月）

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151